

高度な技術・知識・経験等を有する人材の確保に要する経費の80%※を支援します！ (上限額：200万円/人) ※中堅企業においては50%

高度ものづくり人材確保支援事業のご案内

本事業は、公益財団法人富山県新世紀産業機構が富山県の委託を受けて実施するものであり、県内企業が自らの企業の中核となる高度ものづくり人材を確保することを支援し、富山県におけるものづくり産業の振興と雇用創出を目的に実施するものです。

事業内容	企業の中核となる高度ものづくり人材の確保を支援 ※原則、新規学卒者は本事業の対象外です。(ただし、外国人留学生は除きます。)
対象企業	①富山県内に事業所を有する中小企業 ②富山県内に事業所を有する直近の年度の売上高が500億円以下の中堅企業 ※①、②ともに下記対象業種に当てはまる必要があります。
対象業種	繊維工業、木材・木製品製造業(家具を除く)、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報サービス業、技術サービス業
対象経費	①新規雇用に要する人件費(給与、社会保険料等の事業主負担分) ②人材紹介会社等を活用する場合の手数料 ※中堅企業においては、今後新たに成長分野への進出又は事業拡大を図るため、その研究開発に従事させる人材として、修士課程修了(見込みを含む)以上の者(これと同等以上の知識、経験を有すると認められる者を含む)を確保する場合に限りです。 ※②の経費を対象とする場合、①の費用は補助対象経費全額の2/3以上とします。 ※富山県が別に実施する『人材確保コーディネーター配置事業』を活用した場合の 人材紹介会社手数料も②の対象となります。
補助率	中小企業：補助対象経費の80% 中堅企業：補助対象経費の50% ※本事業により雇用した者を下記の補助対象期間終了後、事業主都合により正規雇用又は継続雇用しなかった場合、補助率を80%から40%(50%から25%)にします。
補助限度額	新たに雇い入れる者1人あたり200万円
対象予定者数	60人程度(1事業者あたり2人まで)
補助対象期間	新規雇用を開始した日から起算して6ヶ月

当事業の詳細は
下記URLに掲載されて
いる募集要項をご確認
ください!

お問合せ先

(公財) 富山県新世紀産業機構 産学官連携推進センター
高度ものづくり人材確保支援事業担当
〒930-0866 富山市高田529 電話 076-444-5608、FAX 076-444-5630
<http://www.tonio.or.jp/josei/koyousouzou-hojokin/>